

\*対象となる事業の例

高齢者、障害児者に対する直接のボランティア活動に対する器材の整備事業

例1) 高齢者との生活交流ボランティアが料理の調理交流で使用するガスコンロの整備事業

例2) 認知症サポーター養成講座で使用するマイク・アンプ・チューナーユニットの整備事業

例3) 視覚障害児者のための点訳ボランティアが使用する点字プリンターの整備事業

例4) 視覚障害児者のための音訳ボランティアが使用するカセットプリンターの整備事業

※音訳・点訳物が行政の広報物のみの場合、行政が機器を整備すればよいと判断されますのでご注意ください。

例5) 視障害児者に対する音楽療法ボランティアが使用する楽器の整備事業

例6) 聴覚障害児者のための要約筆記ボランティアが使用する要約内容揭示用プロジェクター・スクリーンの整備事業

例7) 聴覚障害児者のためのパソコンテイク体験講座や学習会に使用するパソコンの整備事業